

国立大学法人九州大学総長選考等規則の実施に関する細則

施行：平成17年 3月 1日

最終改正：令和 5年 1月 24日

(平成17年3月1日総長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学総長選考等規則（平成17年3月1日総長選考会議決定。以下「規則」という。）第16条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 規則第7条第1項及び第15条第2項第2号の「専任」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 人事ポイントを使って雇用されている教員
- (2) 全学管理教員
- (3) 教員（年俸制）

2 前項において、本学の定めに基づきクロスアポイントメント制度が適用されている教員については、本学における従事比率が5割以上である者とする。

(公示等)

第3条 規則第4条第2項、第14条第5項、第17条第2項及び第18条第7項の公示、公開又は公表は、九州大学のホームページ上で行う。この場合において、規則第14条第5項の公示及び公開は、当該ホームページの学内限定サイトで行う。

(推薦書)

第4条 規則第8条の推薦書は、別紙様式第1号のとおりとする。

(通知)

第5条 規則第10条の通知は、文書により行うものとする。

2 前項の通知文書には、次に掲げる事項を付記しなければならない。

- (1) 辞退することができること。
- (2) 所信表明書及び履歴書の提出を別途求め、当該所信表明書及び履歴書については、第3条により公開又は公表されること。
- (3) 規則第14条第7項の総長選考・監察会議所信表明会への参加が求められること。
- (4) 学内意向投票により最終選考の候補者となった場合は、規則第17条第2項により氏名が公示され、また、最終選考により総長候補者が決定したときに、規則第18条第7項により学内意向投票の結果が公表されること。

(所信表明書等)

第6条 規則第14条第1項の所信表明書は、別紙様式第2号により2,000字程度で作成し、総長選考・監察会議の議長あてに提出しなければならない。

2 規則第14条第1項の履歴書は、別紙様式第3号のとおりとする。

3 規則第14条第4項の情報の提供に関する事務は、総務部総務課において行う。

(所信表明の機会)

第7条 規則第14条第7項による総長選考・監察会議所信表明会の実施は1回とする。

2 規則第13条に基づき推薦された候補者が、総長選考・監察会議所信表明会に出席することができない場合は、あらかじめ録画された映像を利用することができる。

3 前2項に定めるもののほか総長選考・監察会議所信表明会の実施に関し必要な事項は、総長選考・監察会議が別に定める。

(投票資格者)

第8条 規則第15条第2項の投票資格者は、休職者を除き、学内意向投票実施日の30日前から投票資格を有する職に引き続き在職している者とする。

2 規則第15条第2項第3号の課長補佐相当職以上の者は、別表に掲げるとおりとする。

(投票管理委員会)

第9条 規則第16条の投票管理委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 投票資格者名簿の作成に関する事。
 - (2) 投票場所の指定に関する事。
 - (3) 開票業務に関する事。
 - (4) 疑義票の取扱いに関する事。
 - (5) その他学内意向投票に係る事務に関する事。
- 2 投票管理委員会は、九州大学総長選考・監察会議規則（平成16年度九大規則第7号）第2条第1項第2号の委員をもって組織する。
- 3 投票管理委員会に委員長を置き、総長選考・監察会議の議長が指名する者をもって充てる。
- 4 この条に定めるもののほか、投票管理委員会の運営及び学内意向投票に係る事務に関し必要な事項については、投票管理委員会が定める。
- （ヒアリング）

第10条 規則第18条第2項のヒアリングは、所信表明事項に係る説明及び質疑応答により行う。

- 2 ヒアリングは、所信表明書及び候補者が作成した説明資料を用いて行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、ヒアリングの実施に関し必要な事項は、総長選考・監察会議が別に定める。

（雑則）

第11条 この細則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、総長選考・監察会議がその都度定める。

附 則

この細則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年1月24日から施行する。